

## 令和3年度 第2回 長野県契約審議会 (Web 会議)

日 時 令和3年9月2日 (木)

13時30分～15時35分

場 所 議会棟3階第1特別会室 (事務局)

### 1 開 会

○小野企画幹 (会計局契約・検査課)

皆様、大変お待たせしました。本日は、大変お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。ただいまから、令和3年度第2回長野県契約審議会を開会いたします。

私は、本日の司会を務めます会計局契約・検査課の小野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、お手元の次第に従いまして進行してまいります。

本日は委員全員の皆様の御出席をいただいております。長野県契約審議会規則第4条第2項の規定による過半数の定足数を満たしておりますので、会議が成立していることを、まずは御報告いたします。

また、この審議会は公開での審議となります。会議録は後日、県のホームページにて公表されますので、あらかじめお知らせをします。なお、会議の終了時刻につきましては、おおむね午後3時頃を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

ここで報道機関の皆様、傍聴の皆様にお願いがございます。本日の資料は、今後の検討によりまして修正される可能性がございますので、この点に十分御留意をいただきますようお願いいたします。

### 2 会議事項

#### (1) 審議事項

##### ア 前回審議会の主な意見

○小野企画幹

それでは、会議事項に入らせていただきます。議長につきましては、長野県契約審議会規則第4条第1項の規定によりまして、会長にお務めいただくことになっております。

それでは、碓井会長、どうぞよろしくお願いいたします。

○碓井会長

皆様、大変新型コロナウイルス禍の下、また、ZOOMでの審議会となりますが、よろしくようお願いいたします。

早速でございますが、審議事項の「ア 前回審議会の主な意見」を取り上げたいと思えます。事務局から御説明をお願いいたします。

○事務局

資料1について御説明させていただきます。前回の契約審議会の主な意見についてまとめて整理させていただいたもので、内容は記載のとおりです。

○碓井会長

「前回審議会の主な意見」というのは、いつも御発言いただいた方々に確認していただくという趣旨のものでございますが、補足があるかと思えます。

○事務局

資料1につきまして、1点補足させていただきます。下から三つ目の堀越委員さんの御意見とその回答になりますが、こちらの御質問については、前々回、令和2年度の第4回、堀越委員さんが御欠席された審議会におきまして、同様の御質問をいただいております。

今回の回答の記載に当たりまして、前々回の回答も含めた記載としております。資本金、それから純資産、それぞれの性質を記載させていただいて、その変更によりまして、経営の規模をより適切に把握できると考えているという回答とさせていただきます。

この回答も含めて、今回全ての回答内容につきましては、審議会で回答した以上の新たな内容はございませんので、御確認をお願いいたします。

○碓井会長

どうもありがとうございます。

それでは、皆様、御確認していただいて、御質問等ありましたら。

堀越委員、どうぞ。

○堀越委員

私が前回質問させていただいたのは、純資産の額に変更するという意味ではなくて、なぜ自己資本比率でないのかという御質問をさせていただいたつもりです。以上です。

○碓井会長

事務局、いかがですか。

○事務局

堀越委員の自己資本比率についての質問ですが、現在、流動比率で見ている部分がありますので、今回の資本金を変えるところでは、自己資本比率ではなく、純資産額で変更を考えております。

○碓井会長

堀越委員、そうすると、意見の要旨というところの記載も改める必要があるということですね。

○堀越委員

そうですね、お願いいたします。

○碓井会長

そうすると、今の御回答でよろしいですか。

○堀越委員

はい。

○碓井会長

それでは、この箇所は、そういう修正を施して記録に残していただければと思います。

ほかに御質問はありますか。よろしゅうございますか。

それでは、今のは修正を施すということで、資料1については御了承いただいたということにさせていただきます。ありがとうございました。

(※修正した資料をホームページへ掲載)

## (2) 報告事項

### ア 県の契約状況の概要

#### (ア) 製造の請負等の3契約の契約状況

#### (イ) 建設工事等の受注希望型競争入札における契約状況

#### (ウ) 森林整備業務の契約状況等

○碓井会長

続きまして、(2) 報告事項のア「県の契約状況の概要」に移りまして、三つございますが、(ア) 製造の請負等の3契約の契約状況、(イ) 建設工事等の受注希望型競争入札における契約状況、(ウ) 森林整備業務の契約状況等、これを一括して事務局から御説明をお願いします。

○事務局

2ページの資料2を御覧いただきたいと思います。この資料は、建設工事に係る契約以外の契約状況の概況について、取りまとめたものでございます。データにつきましては、契約管理システムを用いまして、一般競争入札、公募型見積合せ、公募型プロポーザル方式のそれぞれの契約について、令和2年度事業の実績を集計し、前年度と比較したものでございます。

表の上段は製造の請負です。これは、印刷業務ですとか、制服・横断幕の製造などを行うもので、令和2年度は契約件数が合計で406件、契約金額が1億4,700万円余り、平均落札率が77.9%となっております。平均応札者数、契約方法別、受注者の所在地別の内訳は、記載のとおりでございまして、県内本店の受注者が87.1%を占めております。契約件数の減少は、参議院選挙関係の印刷物と、新型コロナウイルスの感染拡大により、イベントや啓発活動に伴う印刷物の減少があったためで、金額の減少は、毎年度印刷発注されて

いた工事等の積算基準などに係る冊子が、デジタル化によりなくなったためです。

表の中段は物件の買入れ契約です。これは自動車、事務用品、燃料などの物品の購入を行うもので、契約件数が合計で 2,609 件、契約金額が 57 億 9,500 万円余り、平均落札率が 82.1%となっております。契約件数及び金額の増加の要因としましては、県立美術館の開館に伴うものと、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、パーティションや消毒液、防護服などの物資の調達があったためです。

次に、表の下段はその他の契約です。これは清掃、警備などをはじめとする業務委託ですとか、物件の借入れなどを行うもので、契約件数が合計で 993 件、契約金額が 188 億 3,600 万円余り、平均落札率が 91.2%となっております。平均応札者数が、上段と中段の契約との比較で少数なのは、業務に専門性が要求されるなど、相手方が限定される場合が多いことによります。契約件数は、全体ではほぼ前年度並みとなりましたが、公募型見積合せについては、制度の活用が進んでいるため増加しております。

契約金額が前年度の 3 倍弱と大幅に増加した理由としましては、公募型プロポーザルにおいて、新型コロナウイルス感染症への対応に係る事業として、医療従事者や社会福祉施設等職員への慰労金の支給などを内容とする 100 億円を超える事業、また、感染対策を行った飲食・サービス事業者で利用できるクーポン券の発行や情報発信などを通じた総合的な支援を行うための、約 20 億円の事業が実施されたことなどによります。また、これらの理由により、県外本店の受注者の比率が 83.2%と、前年度に比べて大きく上昇しております。

最下段は、これら 3 契約の合計となっております。令和 2 年度は、先ほど申し上げた、新型コロナウイルス感染症対応などのため、数値に大きな変動がありましたが、引き続き条例の基本理念に基づきまして、契約の適正化等に取り組むこととし、これらのデータの推移についても注視してまいりたいと思います。

## ○事務局

建設工事等の受注希望型競争入札における契約状況を御説明させていただきます。資料 3、3 ページをお開きください。

まず、建設工事の入札状況について御説明させていただきます。

(1) の表は、月別、年度別の状況でございます。令和 2 年度の 1 年間と、令和 3 年度の第 1 四半期についてまとめております。表の右下太枠の部分、令和 2 年度につきましては 1,888 件の契約を行いまして、平均参加者数は 3.8 者、平均落札率は 95.5%でございました。

次にその下の令和 3 年度の第 1 四半期の状況については、契約件数は 314 件、平均参加者数は 4.7 者、平均落札率は 95.2%でございました。契約件数は、令和 2 年度の 2 月補正で「国土強靱化のための 5 か年加速化対策事業」の実施によりまして、令和 3 年度の第 1 四半期は、前年度同期比で約 20 件、約 6%の増加をしています。また、平均落札率は前年並みの数値で推移しております。

次に、参加者の傾向につきましては、発注件数と相反関係を示す傾向にあるため、例年、発注のピークとなる年度中盤に減少し、年度末から次年度当初にかけて回復します。令和 2 年度もこの傾向が見られました。

また、昨年度においても、応札のない不調や、予定価格超過などにより落札者のいない不落が発生しております。令和3年度も昨年度と同様に加速化対策事業や災害等により例年以上の発注件数となることが想定されることから、動向については今後も注視するとともに、特例発注標準表の適用で受注可能業者の範囲を拡大したり、発注ロットの適正化、配置技術者の要件緩和などにより、入札参加機会を確保していきたいと考えています。

このページの中段にあります(2)は、近年の入札状況を示したグラフになります。落札額の総額と平均参加者数、平均落札率について、平成20年度以降の推移をまとめています。このグラフに出てきます棒グラフが落札額総額、実線の折れ線が平均の落札率、破線の折れ線が平均参加者数の推移を示しています。令和2年度は、災害関連の建設工事の発注等によりまして、棒グラフの落札金額の総額も大幅に増加しています。

(3)の地域別(10ブロック)の動向を示した表について御説明させていただきます。ここで言います10ブロックとは、県の10の地域振興局をブロックの単位としております。令和2年度と令和3年度の第1四半期の状況でございます。表の一番右側に全県の数値を統計したものを示しています。各年度の表の3段目と4段目に、地元受注率を件数と金額ベースで示してございます。今年度の地元受注の動向でございますが、3段目の件数、全県で93.6%、4段目の全県の金額で見ますと87.9%となっております。金額ベースで地元受注率が増えていますが、おおむね例年並みの傾向となっていると考えてございます。

次に、各ブロックについて見てまいりますと、1段目の平均参加者数の動向は、佐久・上田地区で増加の傾向が見られました。昨年度は、多くの災害復旧工事が発注されたため、参加者数が少なくなっていたと考えています。一方、今年度の木曾の参加者数が1.8者と少なく、原因は、もともと木曾というのは業者が少ない地域である上に、施工条件が厳しい治山災害復旧工事などで1者入札が見られたことによるものと考えてございます。また、木曾については地元の受注金額の率も小さい状況が見られます。これは、木曾の工事において、特に規模が大きい建築工事が地元外の受注になったことによるものと考えてございます。

次、4ページをお願いします。委託業務の入札状況について説明いたします。

(1)令和2・3年度の状況でございます。表の右下の数字について御説明させていただきます。令和2年度は、1,524件の契約、平均参加者10.6者、平均落札率89.9%でございました。今年度につきましては、第1四半期に429件の契約、平均参加者12.2者、平均落札率89.8%でございました。令和3年度第1四半期においては、国土強靱化のための5か年加速化対策事業の実施によりまして、発注件数が増加したものの、平均参加者数は昨年度並みの状況と見ております。

(2)については、近年の委託の入札状況を示したグラフになります。平均参加者数の減少傾向が続いている状況ではございますが、昨年度の状況で平均参加者数は10者程度あり、引き続き動向を注視してまいりたいと考えてございます。

次に、Ⅱの総合評価落札方式の状況でございます。総合評価落札方式は、入札価格と価格以外の評価により総合的に優れた者を落札者とする落札方式でございます。建設工事につきましては、今年度第1四半期に175件、委託業務につきましては244件、合わせて419件が、総合評価落札方式により契約になってございます。

さらに分かれているんですけれども、表の左側の区分に技術等提案型、簡易型、簡易Ⅱ型とございます。簡易型は、工事成績、工事实績、技術者資格などの評価を価格以外の点

数として設定するものになります。さらに企業から技術提案、例えばコスト縮減ですとか、施工方法といった技術提案を技術提案点として上乘せしたものが、技術等提案型になります。簡易Ⅱ型は、簡易型よりも評価項目を減らしたもので、受注希望型競争入札の委託業務、舗装工事におけるくじ引き対策として試行しているものがございます。

#### ○事務局

資料4を御覧ください。森林整備業務の契約の状況等について説明させていただきます。

まず、1の森林整備業務がどのような業務内容か説明させていただきます。保安林等、「等」とはほかに県有林のことですが、そういった森林について適切な維持管理のために行う森林整備です。除伐、間伐、主伐、歩道の刈払い、作業道の開設などとなっております。

2の入札方式についてでございます。受注希望型競争入札で、内容により総合評価落札方式を採用しております。

3のダンピング等の対策についてでございます。失格基準価格及び低入札価格調査制度については、建設工事と同じです。

4の総合評価落札方式制度についてでございます。予定価格200万円以上で、技術的に難易度が高い業務等、発注機関の長、発注機関の長とは、県の現地機関、地域振興局長になりますが、その長が必要と認めたものとしております。

5の契約の状況についてでございます。平成28年度から令和2年度までの5か年の状況を表にしております。発注件数、入札執行額は御覧のとおりとなっております。低入札価格の件数は減少傾向にあります。

表の一番下になります。森林整備業務の不調・不落の状況ですが、昨年度は減少している状況です。理由としては、一昨年に比べ高度な技術が必要な箇所が少なかったことや、設計条件の見直し等を行ったことが要因と推測しております。

#### ○碓井会長

どうもありがとうございました。

それでは、以上の御説明につきまして、委員の皆様から、御質問、あるいは御意見等がありましたら御発言願います。

では、田村委員、お願いします。

#### ○田村委員

3ページについてお伺いしたいと思います。今も説明があつたのですが、金額が年々増えている中で、平均参加者が右肩下がりで、これ以上下がっていくと大丈夫かなと思うんですけども、この辺は、やはり国土強靱化の関係で、今、事業量が多いけれども、これがまた落ち着けば、また平均参加者も増えるか見ているのか。特に木曽の話もありましたが、北信も結構少ないようですし、この辺について、県としてどのような対策を取る予定なのか、何かお考えがあれば教えてください。

#### ○碓井会長

これは建設部ですかね。お願いします。

○事務局

平均参加者数は、やはり発注件数、受けていただける建設業界の業者さんの数というのは決まっています、手の数も決まっている部分がありますから、参加者数は発注件数が増えればどうしても下がってきてというような形で、発注件数との相反関係を示す傾向にございますので、今は、やはり国土強靱化の5か年加速化対策事業であったり、災害復旧事業などで工事の発注案件数が多くなってございますので、下がっている傾向にございます。

御質問の北信や木曽が少ないということですが、これは入札参加者数を確保するという意味では、工事発注標準表というものがございまして、工事に求める建設会社のランクというものがあるのですが、その求めるランクをもう少し広げるという取組をしております。そのようなことで、中小の会社の受注機会を確保することで、参加者の数を増やす、対象者の数を増やすという取組を考えて、実施してございます。

○碓井会長

田村委員、よろしいですか。

○田村委員

大体そんなところだろうとは思っていたんですが、金額だけじゃなくて、毎年毎年の発注件数も(2)のグラフにあるともう少し分かりやすかったかなと思いましたし、いざれにしても、競争性の確保のためにいろいろな知恵を出していただければと思います。

○碓井会長

どうもありがとうございました。

ほかに御質問、御意見ありますか。

湯本委員。

○湯本委員

私から2点お願いしたいと思います。まず1点目が、資料2ページで説明がありましたその他の契約が、非常に一桁多くなっていて、コロナ関連の支援金ということですが、これは県外の本店というのがメインになってしまっていますが、県内の本店では困難であったのかというのが1点目です。

2点目ですが、4ページのⅡの総合評価落札方式の工事の地域貢献について非常に増えているわけですが、これは今後もそのような傾向が続くのかということをお願いします。

○碓井会長

最初のほうは、契約・検査課でしょうか。

○事務局

御質問の件は、100億円を超える事業につきましては、医療従事者の皆さんなどへの慰

労金の支給ですとか、あとは感染防止対策に係る補助金になっていまして、100億円が国からの交付金を踏まえたものでして、ほとんどが交付金ということで、医療従事者の方に支給するもので、事務費については数億円程度というものでございます。

二つ目の19億円という事業があったのですが、これは信州の安心安全なお店キャンペーン事業というもので、感染対策をしていただいている飲食店などを応援するという意味で、クーポン券の発行を行ったもので、これは国から交付金を受けて、ほとんどがクーポンの代金のためになっていまして、こちらはいずれも全国展開をしております旅行代理店が契約の相手方となっております。

これだけの事業の規模になりますと、確実に実施できるマンパワーを持っているところや、ネットワークを有する企業は限られてしまいますので、さまざまな事業について、総合的に判断して決定されたものと考えておりますけれども、県外本店ではございますけれども、県内の支店の者が落札して事業を実施しておりますことを申し添えたいと思います。

○碓井会長

湯本委員、いかがでしょうか。

○湯本委員

ありがとうございました。承知しました。

○碓井会長

では、後のほうは、技術管理室、お願いします。

○事務局

地域貢献型の発注について、今後も増えていくのかということで御質問を受けました。地域貢献等簡易型という総合評価方式の入札なんですけれども、地域の守り手としての建設企業を守り、担い手や専門技術が伝承できるように、地元企業の受注機会の確保と技術力の維持・向上を目指して、令和元年8月から試行しているやり方でございます。令和2年度の契約件数は153件で、地元企業の受注機会が確保され、効果があったものと考えてございます。

今後につきましては、国土強靱化のための5か年加速化対策事業や災害復旧事業など、発注件数が多い状況が続くということもありますし、施工確保の取組として、地域貢献等簡易型の適用範囲を拡大しているということもございますので、発注件数は一時的には増加するものと想定してございます。

総合評価落札方式につきましては、品質の向上を重視する工事成績等簡易型、地域の守り手を守る地域貢献等簡易型、それぞれの目的が引き続き達せられるように努めて参りたいと考えてございます。よろしく申し上げます。

○碓井会長

それでは、森委員と西村委員から手が挙がっています。

まず、森委員、お願いします。



○森委員

よろしくお願ひいたします。先ほど湯本委員から話がありました資料 No. 2 のその他の契約が、なぜこれだけ伸びているのかというところですが、御説明いただいたようにコロナ関連だということで、そうすると、県内本店と県外本店の伸びの状況を見てみると、県内本店がやはり 27 億円から 31 億円程度、県外の本店が 41 億から 156 億というこの伸び率はどのような要因かというところだったのですが、もちろん県内にネットワークがあって、本店が東京であったり、首都圏であったりという要因だったということですね。受注者を県内だけでももちろん留めるわけではないのですが、その伸び率やバランスというところが重要になってくるかと思ひますので、確認させていただきたいのが 1 点です。

2 点目ですが、資料 No. 3 の推移のところですが、(3) の地域別の動向で、特にこの受注率の件数も大事ですが、金額と比較として、松本とや北信というところを見ると、令和 2 年度、令和 3 年度を比較すると、20% から 30% ぐらいアップ、ないしはダウンしているところ、こういうアップダウンというところは気にしなくて大丈夫なものかどうかというところ、この変化は大丈夫かなというところですが、

一方で、木曾は、先ほど説明はいただいたかと思ひますが、令和 2 年度も令和 3 年度も地元の受注率が金額として五十何%程度という形ですので、ここはこのままでいいのかわかりかというところも含めて、ご回答いただければと思ひます。以上です。

○碓井会長

前のほうは先ほどと連続していることですが、契約・検査課で追加の御説明はありますか。

○事務局

県外本店の受注者の伸びが大きいという部分でお話がありましたけれども、確かに、本店は、例えば東京であるとかそういうところがございます。というのは、全国展開をしている旅行代理店ですので、本店はそこに所在してはいるんですが、その中の長野支店が契約の相手方として作業をしております、いわゆる事務費的なものについては、長野県内に勤めていらっしゃる方のところに参りますし、やはり全国展開、これだけの規模のものを担えるところとなりますと、どうしても旅行代理店ということになります。ただ、お金が県外に逃げてしまっているというような意味ではありません、分類となるとどうしてもこのように出てしまうということで、その辺は御理解いただければと思ひます。お金とすれば、長野県内の事業者が契約しております、長野県内の皆さんの雇用のために支出されていると承知をしております。

○碓井会長

それでは、あとのほうを。

○事務局

3 ページの下表、(3) の地域別の動向のことについての御質問をいただいております。

す。松本と北信それぞれの地域の受注額が、令和2年度と3年度を比べて大きくアップダウンをしていることについて御説明します。

松本の令和2年度、56.2%ということで落ち込んでいるんですけども、ここが落ちた原因としましては、この松本地域で延長の長いトンネル工事、価格で約50億ぐらいの大きなトンネル工事が地元外、ほかの地域の会社が落札したということで、それが大きく響いて56.2%と、ほかにも大型工事が幾つか地域外の会社が受注したということがございまして、令和2年度は低い状況でございます。

北信の令和3年度も地元受注金額が低い、この67.0%という数字は、これにつきましても、比較的大きな橋りょう工事が北信の地域であって、地域外の業者さんが落とされたということが、発注案件数が少ない中で大きく響いている状況でございます。

あと、木曾地域の地元受注金額が、令和2年度だと59.9%、令和3年の第1四半期だと53.4%ということで、これに大きく影響が出ているものが、もともと建設会社が少ない地域ですけども、大きな建築工事がございまして、令和2年度につきましては、木曾の警察署の建築工事で約6億前後のもの。令和3年度につきましては、木曾のビクターセンター建築工事を木曾地域外の業者が受注しているということで、大きく数値のほうは下がっていると考えてございます。

○森委員

ありがとうございました。基本的に木曾の地域は、大きめの工事を地元業者さんがしっかりと捉えられていないというところでしょうか。

○事務局

そのようかと思えます。

○森委員

分かりました。ちょっと傾向としてつかみたかったので、ありがとうございます。

○碓井会長

次に、西村委員、お願いします。

○西村委員

ありがとうございます。私も資料3の読み方のところを解説していただければと思うのですが、資料3の(2)と資料4もそうですが、落札金額の棒グラフというのは、たぶん今までの御説明だと発注件数と比例するのかなと理解しております。今までの件数ですと、そういう増加や最近の災害の増加に伴って平均参加者数が減っていますという御説明でしたけれども、このグラフをよく見ると、平成23年度ぐらいから、トレンドとしてずっと低下傾向にあります。その間に落札金額との反比例関係がいつもあるとも限らないという状況にも見えますので、たぶん理由は御説明いただいたものももちろんあると思いますけれども、それ以外の要因もどうやらありそうな感じがいたします。

田村委員から冒頭に、競争性が損なわれている可能性を懸念するという御意見がありま

したけれども、平均で3者台というのは非常にあやうい数字で、なおかつ長期にわたる経過のトレンドを見ると、もしかしたら常連ばかりが毎回ある種の枠に対して残ってしまうというような傾向がないのかなと思いました。

そういう状況があるのかないのかを、今すぐには分からないと思いますので、お時間のあるときにお調べいただければと思います。もし、そういう趨勢があるとすれば、かなり真剣にそれを改善する方策を考えないと、入札そのものの意義が問われることにもなりかねないと思いました。以上です。

○碓井会長

技術管理室は、今日の時点で何か御発言はありますか。

○事務局

今、3ページの(2)のグラフのところ、平成23年度ぐらいからトレンドとして下降傾向ではないかと、平均落札率が上昇傾向ではないかというところでお話いただいたかと考えてございます。

まず、平均落札率が上昇傾向になっていっている背景としましては、ダンピング防止ということでやっております失格基準価格の改定というのを、何度か実施してございます。これは公契連モデルを参考にして定めているものですが、そういうもので、徐々に平均落札率が上昇していっていると考えてございます。

あと、平均参加者数のところで、あまり減り過ぎてしまうと競争性というところがどうかという御意見が出てしまうところではございますけれども、どうしても事業量と事業件数が増えているというところでは下がっている傾向がございますが、委員がおっしゃっている常連だけが残っているのではないかと、また、分析のほうを時間を取りまして進めてまいりたいと思います。お願いいたします。

○西村委員

落札率の関係は、私は特に関連づけて質問はしておりませんで、平均落札率のお話は置いておいていいと思います。発注件数の増加というのは、たぶん落札金額に比例するんだろうと最初申し上げましたので、落札金額が落ちている側面、つまり発注件数が減っていても平均参加者率が減っている局面もあるというところを指摘したかったと。平成23年から平成26年あたりにかけての趨勢は、発注件数だけではどうも説明できないのではないかと感じもいたしますので、何か別の要素が背後に隠れている可能性があるんじゃないかということを念頭に、もう一度データのほうをお調べいただければと思います。

もし、万が一常連が大分固まっているような状況にあるとすれば、今、分かりませんが、あるとすれば、それは入札市場にとっては、かなり大きな問題と御理解いただくのがよいかと思います。ありがとうございました。

○碓井会長

これは調査をお願いします。

堀越委員、手が挙がっていますね。

○堀越委員

お願いいたします。3点あります。まず1点目としまして、資料4ページの業務委託のところですが、令和2年度の平均落札率が89.9となっていて、この平均落札率が、建設工事や森林整備業務に比較しますと低いんですけども、その要因とといいますか、原因とといいますか、それを教えていただきたいというのが1点目です。

それから2点目としまして、資料5ページ、森林整備業務のことですが、応札者数、令和2年が1.9となっているのですが、これは平成28年から比較しますとかなり落ちていますが、この原因を教えていただきたいということが2点目です。

3点目といたしまして、低入札価格調査件数、令和2年は13件になっていますけれども、そのうち失格者が何件あったのか教えてください。

○碓井会長

まず、最初のほうからお願いします。

○事務局

4ページの平均落札率の89.9%が、森林整備の落札率に比べて低いのではないかとということですか。

○堀越委員

そうです。建設工事のほうに比べても低いですね。

○事務局

工事と委託の関係で、ダンピングを防ぐための低入札価格調査の価格設定であったり、失格基準価格の価格設定の考え方が少し違うものですから、そのため、委託と工事の間で少し落札率の差が出てきているのかと考えてございます。

○堀越委員

90%を切っているわけですが、こういうような状況で、それを受けた業者のほうで、経営的にどうなのかというところはどうでしょうか。今までも入札方式などを検討して、建設工事等は平均落札率というのはかなり上がってきたと思うんですね。というような観点から見ると、委託業務に関してはいかがなんでしょうか。

○事務局

建設工事は、やはり資機材を買わなければいけない部分がありまして、そういうところで、適正なダンピングの基準の考え方があるかと思えます。方や委託のほうにつきましては、その公契連モデルに従って徐々に上がってはきているんですけども、約90%という数字でも経営上には問題ないということで考えてございます。

○堀越委員

確認ですが、平均落札率というのは、予定価格に対する落札金額の割合ですよ。

○事務局

平均落札率は、予定価格に対する落札金額の割合を平均したものです。一概に言えないんですけども、参加者が多い場合は参加者の入札額、要は市場価格を加味した上で、低入札価格の調査価格であったり、失格基準価格というのを決めており、平均落札率に影響する実態がございます。

○堀越委員

分かりました。ありがとうございました。

○碓井会長

森林政策課、お願いします。

○事務局

2点御質問をいただきました。まず、平均応札者数は、令和2年が少なくなっているという原因ですが、森林整備の入札参加資格者の約7割が建設業者で、多くが建設工事のほうに中心を置かれて、森林整備のほうまで手が回らないということがあるのではないかと推測しております。

もう一点、低入札価格調査件数の13件のうち、失格者は何件あったかというご質問ですが、こちらは低入札価格調査件数のうち失格者はありません。

○堀越委員

分かりました。今、森林整備も含めて、森林のことについては、森林関係に携わる業者も少ないというところでいろいろ問題があるかと思うんですけども、その辺をどういうふうに改善していったらいいかということも、この辺のところをよく読み込んでやっていかなければいけないかなとは思っているんです。

例えば、この資料もこれから出てきますけれども、10ページにありますように、賃金実態調査などは実施しているのでしょうか。

○事務局

賃金実態調査については、林務部の他の課になりますが、担い手係で調査を行っております。

○堀越委員

やらなくてはならないことはやっただけしているようですけども、それが実際にこうした森林整備業務のほうにどのように落とし込んで生かしていくかということは、とても大切なことだと思いますので、その辺、また一緒に御検討させていただければと思います。ありがとうございました。

○碓井会長

木下委員から手が挙がっていますね。

○木下委員

お願いします。先ほど来入札参加者の数につきましていろいろ各委員から御質問がありましたので、建設政策課のほうで調査するときの一つ念頭に置いていただきたいのは、近年非常に災害が多発しております、業界は非常に多忙です。ですから、この平均参加者数というのは、あくまでも平均値でありまして、1者や2者入札が増えています。通常6者、7者の入札があっても、それに対して1者入札があれば平均すれば3.5者になってしまうと。ですから条件のいいような工事では、相変わらず5者、6者の参加者があるんですね。非常に細かい施工条件の悪いような災害復旧工事を地元の業者が引き受けて受注しているという状況で、どうしても1者入札というのがあります、ここ3年、特に参加者が下がっているのはそういう背景があると思います。

もう一点、制度として、近年非常に技術者の縛り、施工実績を持った資格のある技術者でないと応札できないという縛り、これが総合評価落札方式という方式ですが、この総合評価というもの、この入札制度によりまして、そもそも参加をしても受注可能性がない業者というのは、もともと応札しないという状況になっておりますので、制度としてそうなっているということです。入札の前にもう競争が始まっている、ある程度勝負がついているので、競争力の高い企業はチャンスを持っている。ですから、もともと競争力のない人は応札をしないという背景を御理解いただきたいと思っています。

ですから、先ほど、3者なら3者で同じメンバーでやっているのではないかという疑問を持たれた方もいらっしゃるんですけども、実際それはないんですけども、ただし、技術者を大勢抱えた競争力のある会社というのは、やはりそういうところに残ってくるので、一定の会社が3者の入札にいつもいるといっても、それは会社の規模の問題であって、委員が疑われているような事実はまずないと思っています。技術管理室も、その辺の資料を調べて提供していただければと思います。

○碓井会長

どうもありがとうございました。

次、秋葉委員、お願いします。

○秋葉委員

ありがとうございます。秋葉です。1点だけですが、3ページ、4ページの建設、委託両方ともですが、開札に対して不調がかなりの件数になっております。これは、最終的に予定していた事業が年度内に実施することができずに終わっているという状況なのか、それとも1回駄目だったけれども、また少し条件を見直して、最終的にはほぼできているという状況なのか。前者のほうを心配しているのですが、その辺りを教えていただけたらと思います。件数的に見るとかなりの数字になっているように見えるのですが。

○碓井会長

技術管理室、お願いします。

○事務局

委員がおっしゃられる後者のほうでございます。不調になってしまった案件につきましては、不調になった原因というのを推定しまして、その原因が取り除かれるように条件を見直す。例えば、入札に参加できる地域的な範囲の拡大や、入札参加資格のランク区分を見直し、入札手続きに再チャレンジするなどして、事業を実施している状況です。

○秋葉委員

そうしますと、最終的に結局全然できなかったねというところは、ゼロではないかもしれないですけども、そんなに大きな割合ではないという理解をしてよいのでしょうか。

○事務局

そのとおりでございます。

○秋葉委員

分かりました。できましたら、そういうところが分かるように、今後していただけるとすごくありがたいと思います。ありがとうございました。

○碓井会長

では、奥原委員、お願いします。

○奥原委員

お願いします。3ページの御説明のときに、先ほど発注標準表について御説明があったと思いますが、その中で、大規模な工事について中小の企業さんにも参加してもらえように取り組むというお話があったかと思います。先ほど木下委員さんからもあったと思うんですけども、技術者の縛りや過去の実績を評価するということになると、逆に、大規模工事の中に中小さんを入れるよりは、小規模な工事については小規模な工事で枠を絞っていただきまして、大規模さんではなくて、地元の中小の企業さんが参加できる体制づくりもお願いしたいと思います。

○碓井会長

事務局、御発言はありますか。

○事務局

小さな工事はやはり中小規模の業者さんにこれまでも発注している状況でございますので、大規模工事も含めてたくさん工事が出てくるような状況になってございますので、たくさん出てきた工事の中でも大きな工事というのが、なかなかその地域の大きな業者さんでも手に負えない量になってきている部分につきましては、今、中小の会社さんにもそういう大きな工事に参加していただくということで考えている制度でございますが、地

域の実情に応じた適切な規模の発注について引き続き配慮してまいります。

○碓井会長

ほかに特に御発言はありますか。  
相澤委員、どうぞ。

○相澤委員

以前お聞きしたかもしれませんが、もう一度教えていただきたいのですが、2ページの資料2の※の一番上の段で、対象機関が「企業局と県警及び県外の現地機関を除きます」とありますが、この理由を教えてくださいませんか。

○事務局

これは別のシステムを使用しておりますので、今回の集計には含まれていないということになります。

○相澤委員

金額は僅少であると理解してよろしいでしょうか。それとも同じぐらいの金額の契約があると。つまり、これが全体なのかどうか、どのぐらいの割合を占めているのかということを知りたかった、県警は別の理由がおありになるのかもしれませんが、別システムであっても、こういうことをエクセルで足すことはそんなに難しいことではないと思うんですが、単に別システムですからということでは、ちょっと私としては合点が行かないような気がします。

○事務局

この数字につきましては、契約管理システムというシステムで扱っている数字をまとめたものでございまして、県全体の契約につきましては、規模感を掴むことは昨年もやらせていただいたのですが、このような場で報告する数字としては正確なものが出ないということで、こちらの表には載せておりません。

○相澤委員

金額が僅少であるとか、あるいはシステム上拾えないののではというのとは分かってはいるのですが、別のシステムでしょうか。そちらの別のシステムでは、こういう契約状況はつくっていないという、企業局というの、また別なんでしょうか。

○事務局

企業局につきましては、県と違う会計を持っておりますので、こちらのほうではまとめていないという状況になっております。

○相澤委員

分かりました。そうしましたら、この契約審議会の範疇にはないという理解でよろしい



でしょうか。

○事務局

審議会の範疇にはなるかと思うのですが、今回まとめているものの中には入っておりません。

○碓井会長

この「\*」のところを見ると、企業局、県警、県外の現地機関と、これが除かれているということですから、この資料はそういう制限つきのものだということなんでしょうね。

○事務局

そうですね、この対象機関については、県の本庁と現地機関の集計という形でまとめております。

○碓井会長

相澤委員の御希望は全体をカバーしたものを示してほしいと。

○相澤委員

昨年度は随意契約についてお伺いして、やはりそれもシステムに載ってこないというお話だったんですが、私たちが見せていただくのが、契約の中の8割9割を占めているのであればこのお話はあれですけれども、万が半分とかであれば、それはこの審議会としてどうなのかなと疑問を抱いたところです。

○碓井会長

これはちょっと今すぐに事務局にお答えなれないと思いますので、少し調べていただいて、例えば、今の相澤委員のお言葉によると、契約の大体の規模というのは予算の範囲内で当然やるわけですから、そういうものでも一応調べることは可能ですし、何か事務局のほうで、後で調べてみて御報告をいただければと思いますが、お願いできますでしょうか。

○事務局

それでは、次回にまとめて整理させていただくようにします。

○碓井会長

全部まとめて出してくださいということを必ずしも意味しませんが、できればそれやっていた方がいいんですが、例えば企業局というのは当然別会計になっているわけですね。

○事務局

ただいまの御指摘といいましょうか、御要望の趣旨は分かりました。現実問題としまして、企業局は、県の仕切りで申し訳ございませんけれども、会計制度が全く別のものでは

ざいます。そういった中で、まずはそういった仕分けがされているのかどうか、そのところも確認させていただく必要があります。

また、同じように警察組織というのも、われわれ知事部局や教育委員会と全く違った動きをしている部分がございますので、同様の調査が可能なのかも含めまして、確認をさせていただきたいと思います。その上で、次回までにお時間をいただきまして、可能か否かも含めまして、またお話をさせていただけたらと思いますので、今日の段階では申し訳ございませんけれども、そのように御回答とさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

#### ○碓井会長

そのようにお願いします。

大分時間がたったのですが、ぜひこの際という御質問はありますか。大丈夫ですか。

いろいろ御質問や御意見をいただいたのですが、一応これは報告事項として承ったということにさせていただきたいと思います。

### イ 建設工事の総合評価落札方式における加点対象の拡大

#### ○碓井会長

次は、建設工事の総合評価落札方式における加点対象の拡大を取り上げます。事務局から御報告をお願いします。

#### ○事務局

建設工事の総合評価落札方式における加点対象の拡大について説明いたします。

6 ページの資料 5 を御覧ください。建設工事の総合評価落札方式における加点対象の拡大について、建設キャリアアップシステムの活用になります。

1 の「現状と課題」から説明させていただきます。建設キャリアアップシステムは、技能者一人一人の就業実績や資格を登録し、技能者の経験や技能に応じた公正な評価、処遇改善、それから現場管理の効率化につなげられるシステムであり、構築に向けて、官民一体で取組を進めているところでございます。

総合評価落札方式では、予定価格 8,000 万円以上の工事について、建設キャリアアップシステムを活用することを誓約する者に対して加点評価する仕組みを、令和 2 年 4 月から進めております。

そのキャリアアップシステムの状況ですが、次のページを御覧ください。国土交通省が作成している資料でございますが、これまでの取組で、建設キャリアアップシステムの登録は進んでいるものの、この表の左側のほうの表が、関東地方整備局管内の各県の登録状況でございます。真ん中の事業者 ID の数のうち、建設業者比というところを御覧ください。長野県内の建設業者の登録状況というのが、少し古い状況ですが、9.8%という状況でございます。関東地方整備局管内では 14.3%で、関東地方整備局管内と比べてかなり下回っているような状況で、他県の状況と比べても、9 都県のうち 7 番目と下位になっている

状況でございます。

前のページに戻っていただき、今後の長野県の建設業の担い手確保を進める上で、技能者の経験や技能を公正に評価することは、これから入職してきてくれる方々や若者に業界に入ってもらうためにも、速やかに進めるべき課題と考えてございます。

2の「見直し内容」でございますが、(1) 評価対象といたしまして、総合評価落札方式により発注する案件のうち、現行は予定価格 8,000 万円以上の工事を対象としてございますが、これを 3,000 万円以上の工事に拡大していきたいと考えてございます。令和 2 年度の実績ベースで例示しますと、おおむね 330 件だった対象を、この見直しにより 740 件に、全体に占める割合でお話ししますと、約 33%であった対象を 74%に拡大したいということを見込んでございます。

(2) の対象工事及び評価点につきましては、これまで同様に「総合評価落札方式により発注する全ての建設工事」とし、評定点は 0.25 点としたいと考えてございます。

3の「実施時期」でございますが、速やかな実施を目指しまして、本審議会後の 10 月の公告案件から適用したいと考えてございます。

#### ○確井会長

どうもありがとうございました

それでは、ただいまの御説明につきまして、御質問等がありましたらお願いいたします。

吉野委員、どうぞ。

#### ○吉野委員

建設キャリアアップシステム (CCUS) の活用につきまして、幾つか質問させていただきたいと思います。

ただいま、この項目について御説明があったのですが、建設キャリアアップシステムの直近の状況につきまして、このシステムを所管しております一般財団法人建設業振興基金のホームページを見てみました。そうしますと、資料 5 の参考と比較しますと、事業者については、先ほど説明がありましたが、7 月末の状況では、基金のまとめでは、一人親方を除く事業者というのがありまして、これが建設業許可業者なのかははっきりしませんけれども、これを許可業者登録数と推定いたしますと、長野県が 1,120 社で、参考のところにある昨年 3 月末現在の建設業者数 7,640 社と比較をいたしますと 14.66%、それから関東地整管内が 3 万 5,408 社でございますので、同様に昨年 3 月末現在の建設業者数 15 万 1,711 社と比較をいたしますと、23.3%となっております。技能者の登録数でございますが、同じく 7 月末の状況では、全国で 63 万 2,633 人、うち長野県では 7,608 人となっております。

このシステムは、平成 31 年 4 月から本格的な運用を開始しておりまして、初年度の技能者登録の目標は 100 万人としておりましたので、運用開始から 2 年 4 か月がたっておりますけれども、目標に比べてかなり遅れている状況であり、全体数は全国で 330 万人と言われておりますので、全体数に比べ 19.17%という数字となっております。

ただ、資料 5 の参考で示されました技能者 ID 数は、本年 1 月末現在で 46 万 3,614 人でございますので、先ほどの 7 月末の数字、63 万 2,633 人と比較いたしますと、その差は 16

万 9,019 人でございまして、半年の数字としては、かなりの伸びでございまして。最近、やはり増えつつあるという印象を抱いております。

技能者につきましては、1月末現在で、全国では46万3,614人なので、全体数330万人に対しまして14.05%、長野県では、5,468人なので、全体数は以前聞いたところでは6万100人というお話でしたので、これに対しまして9.1%。7月末では全国では、先ほど申し上げましたとおり、63万2,633人で、330万人に対しまして19.17%、長野県では7,608人で6万100人に対しまして12.66%でございまして。いずれも、長野県は全国と比べても遅れている状況でございまして。

この状況で、全国と長野県の比較につきましては、以前から同じような状況が続いております。昨年1月の当審議会で、長野県が遅れている理由をお聞きしましたところ、県からは、この制度の運用が始まって取り組む企業は大手企業が多く、県内企業も取り組んではいるけれども少ないからではないかというお話でございました。

運用開始から2年5か月が経過した現在、この理由につきましてはどのようにお考えか、まずお聞きしたいと思います。よろしくお願いたします。

#### ○確井会長

では、技術管理室、お願いします。

#### ○事務局

大手企業が特に一生懸命頑張っているからという状況は以前から変わらないと思っておりますが、その大手企業より中小企業も含めた工事を、結構、長野県で発注しているものですから、大手企業が一生懸命建設キャリアアップシステムに登録して率を伸ばしている、それに追随するような形で中小企業も頑張っていたらいいということで、今回予定価格8,000万円から予定価格3,000万円ということで、中小の会社も登録していただける範囲まで対象を広げたいというお話でございまして。

#### ○吉野委員

2番目ですけれども、このCCUSの活用につきましては、前々回と前回の当審議会で入札参加資格に取り入れるという御提案がございまして、来年度から適用されるということになりました。今回の御報告と併せまして、どのくらいの効果を見込んでおられるのか、ちょっと分かりにくいかもしれませんが、分かりましたら教えてください。

#### ○事務局

入札参加資格につきましては、来年の4月からの入札参加資格から、新客観項目で加点していくと考えてございまして。あと、今委員がおっしゃられたとおり、効果というものについては、なかなかどのぐらいというパーセントを出しているわけではございませんが、あらゆる機会を通じて、今回の総合評価もそうですし、入札参加資格もそうですし、このようなことでインセンティブを与えながら効果を継続して見ていきたいと思っております。

国のほうでは、令和5年から完全実施という計画とっておりますので、それに向けて国の指導もいただきながら、県としても進めていきたいと考えてございまして。

○吉野委員

3番目ですが、発注者としては、CCUSの活用に向けてインセンティブを付与することは大変いいことだと思っております。県として、これらの施策以外に何か別の施策を考えておられるのか、ありましたら教えていただきたいということ。

それから、国、あるいは他の公共団体でこうした施策を考えている事例がございましたら、教えていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○碓井会長

技術管理室、お願いします。

○事務局

県としましては、先ほど御説明させていただいた入札参加資格の加点と、総合評価落札方式による加点、その二つを進めておまして、ほかの新たな施策というのは今のところ予定はしてございません。

国の施策や取組や他県の状況ですと、国の場合ですとモデル事業というのを実施してございまして、その中でこのCCUSに最初に必要であるカードリーダーの機械を買うお金であったり、実際使っていくときにカードをタッチすることによって履歴を蓄積していくのですが、そのタッチに関わる費用などを費用計上していくという取組を国のほうではモデル工事としてやっているようです。さらにまた工事成績のほうでも加点しているようでございます。

他県の状況につきましては、総合評価で加点している県が、国の調べでは全国で12県、モデル工事を実施している県は9県ほどあると聞いてございます。

○吉野委員

ありがとうございました。

○碓井会長

ほかにありますか。

湯本委員。

○湯本委員

先ほどの吉野委員に関連するのですが、今回の見直しは特に異論はないのですが、趣旨の中で、やはり技能者の方、担い手の確保に向けて、現在もシステムの中で建退共、建設業の退職金の共済組合の本部の掛け金の電子積立があるんですけども、これがこの10月から運用利回りが半減してしまって、非常に厳しい環境になってしまっているということでもあります。これは長野県だけの問題ではないのですが、やはり担い手に向けて、国へのさらなる要望や、これは本当に資料3にも直結する担い手の確保に向けて、先ほど説明がありましたけれども、積極的に取り組んでいただくことが大事だと思っております。

○碓井会長

これは承ったということにします。

それで、最初に小野企画幹からお話があったのは3時までの予定でしたが、今もう3時寸前ですが、まだ報告事項が続いております。しかし、時間が大分たっているので、5～6分休憩を取らせていただいて、3時5分から再開したいと思います。どうしても退室しなければならなくて、この際後のほうの報告等について、ここで意見を述べたいという委員の皆さんがおられたら、どうぞ手を挙げてください。大丈夫ですか。

では、休憩いたしましょう。

< 休 憩 >

### ウ 清掃・警備業務における最低制限価格制度、複数年契約の実施状況

○碓井会長

それでは、再開させていただきます。

次に、報告事項のウ「清掃・警備業務における最低制限価格制度、複数年契約の実施状況」を取り上げたいと思います。

事務局から御報告をお願いします。

○事務局

資料6、8ページを御覧ください。清掃・警備業務における最低制限価格制度、複数年契約の実施状況の報告でございます。こちら、例年の報告となっております。

1の「取組状況」です。(1)最低制限価格・低入札価格調査制度でございます。取組方針の番号をカッコ付きで表示しております。取組方針10、より適切な予定価格の設定。18、それから76で最低制限価格制度、または低入札価格調査制度を導入、拡大するという方針の下で取り組みをしているということでございます。

取組の結果です。①清掃業務です。こちらがH29年度からこういった制度を本格的に導入を始めたということございまして、導入前のH28との比較ということで御説明をいたします。制度の導入率は、まず統一積算基準適用というものがあります。こちらは国で示している標準的な積算をして、適切な予定価格の設定につながるものでございます。その積算に基づきまして、一般競争入札で最低制限価格制度というものをダンピング対策として用いております。

また、総合評価落札方式においては、低入札価格調査制度というものを用いております。

導入率ですが、H28で27%だったものが、R3現在で100%の導入となっております。

続きまして、警備業務です。同じようにH28で導入率0%だったものが、R3現在で100%の導入となっております。

次に(2)複数年契約です。取組方針の28と37で、複数年契約の活用の拡大を検討するとされてございます。

清掃業務の現状です。H28時点で導入率0%でしたが、R3現在で77%となっております。

ます。内訳は2年契約が41施設、3年契約が2施設となっております。この2施設については、単独庁舎、規模の小さな庁舎で導入を始めているところでございます。

次のページをお願いします。9ページになります。警備業務の複数年契約の状況です。H28時点で、もともと94%だったのですが、R3現在で100%ということです。H28当時は2年契約が主流だったのですが、現在は全て3年契約に移行してございます。また、5年契約が1施設ございます。こちらが県立歴史館でございまして、これは元々5年でやってきた経緯がございまして、引き続き5年契約を続けているという状況でございます。

2の「契約実績」の推移です。

清掃業務ですが、H28は平均落札率が82.4%でした。これがR3現在で87.9%となっております。それから、最低落札率については、47.0%だったものが、R3現在で66.4%でございます。

警備業務ですが、H28で平均落札率が86.9%、これがR3現在で91.9%です。また最低落札率が60.4%だったものが、R3現在で91.4%ということで、どちらの業務も、H28年度制度導入前に比べると上昇傾向にあるということになっております。ただ、清掃業務の最低落札率が66.4%ということで若干低めの状況です。この案件を確認しましたところ、総合評価の案件でございました。

ここで、簡単に一般競争と総合評価の違いを説明させていただきますと、一般競争は価格のみで勝負する制度になります。総合評価は、価格以外の評価も含めた評価点で落札を決める制度になります。一般競争の場合は、最低制限価格というものをを用いて、その価格以下のものを失格としているのに対しまして、総合評価のほうは、低入札調査価格制度というものをを用いて、その価格以下の場合、一律失格にするわけではなくて、業務が履行可能かどうかということ調査の上で、契約の是非を判断するという制度を使っております。ですので、総合評価の場合は、低入札調査価格以下でも契約可能となっております。

今回のケースは、低入札調査価格以下の応札に対しまして、履行可能という判断で契約したものでございまして、ここの低くなる原因が、今の清掃業務についての計算の仕方、総合評価の計算の仕方ですが、低入札調査価格を下回った価格の場合は、全て満点として計算する評価方法を採用しております。どちらかという、価格寄りの制度設計になっているということで、今後は建設工事の制度等を参考に、低入札調査価格以下の応札の場合は、価格点を減点する等の見直しを行っていきたいと考えております。

○碓井会長

どうもありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、御質問等がありましたらお願いいたします。

湯本委員、どうぞ。

○湯本委員

特に、今事務局から説明がありました清掃業務の関係ですが、複数年契約に関して、平均落札率均一ということであるのですが、非常に平成30年以降、平均落札率の上下というのも何となく先ほどの説明で分かったのですが、逆に言えば、昨今のコロナの状況で、清掃業に他業種から新規参入の業者というのがあるのかどうか。その点を確認したいと思

います。以上です。

○碓井会長

どうぞ。

○事務局

御質問のコロナの関係についてですが、入札参加資格者の建物清掃で登録されている業者を確認しました。H28年度が136者に対しまして、R3年度現在で126者でございました。また、コロナの発生しましたR2年度以降に新規登録をした者が6者ございました。この数字を見ると、新規参入が増えたとは言い難い状況だと思っております。

○碓井会長

湯本委員、よろしいですか。

ほかに御質問はありますか。

では、これは承ったということにさせていただきたいと思います。

## エ 清掃・警備・設備管理業務における賃金実態調査の結果

○碓井会長

続きまして、報告事項のエ「清掃・警備・設備管理業務における賃金実態調査の結果」を取り上げたいと思います。

事務局から御報告をお願いします。

○事務局

資料7、10ページを御覧ください。

「清掃・警備・設備管理業務における賃金実態調査の結果」でございます。こちらも、例年は11月に報告している内容になります。まず、取組方針ですが、方針番号の76、適正な賃金水準を確保するため、賃金調査を実施し、最低制限価格制度、または低入札価格調査制度を導入・拡大するという方針に基づいた調査になります。

2の「調査内容」です。(1)調査対象としまして、予定価格100万円以上の庁舎等に係る清掃・警備・設備管理業務の委託者です。(2)調査機関は、令和3年度の5月分、5月31日を含む1か月間の調査になります。

3の「調査結果」です。(1)回答数ですが、申し訳ございません。清掃業務1者だけ集計に間に合いませんでした。この1者については、現時点で既に回収済みですので、今後最低制限価格制度等の来年度の最低制限価格の決定には、それを含めた数字で検討したいと考えてございます。

(2)の賃金実態調査の結果でございます。計のところの説明しますが、上段がR3年度の結果、下段が前年度R2年度の結果の数字になります。矢印が変動を示しております。対象者数は、R2年度312人に対して、R3年度は302人ということで下降しているという



状況です。平均年齢は 58.2 歳で上がっております。平均勤続年数が 6.8 年で、こちらも上がっております。好ましい方向に動いたものの矢印に網掛けをさせていただきました。それから正規の割合は 35%ということで下がっております。時給割合が 77%、平均労働時間は 7.1 時間で上がっております。

最後の欄の最低賃金割合というもので今回提示をさせていただきました。こちらは、昨年度までは平均の賃金額を示していたんですけれども、昨年度の審議会の中で、平均値を代表値として評価するのは実態に合わないのではないかと御指摘をいただきました。具体的にどういうことかと言いますと、その次のページを御覧ください。11 ページ (3) は、基本給の賃金分布状況になります。清掃のグラフを見ていただきたいのですが、清掃業務は平均すると 909 円になります。ですが、この分布状況を見て分かりますように、最低賃金である 849 円、それから直近上位、10 円単位であります 850 円までの方が一番多いという状況で、平均で評価するというのではなくて、今回についてはその全体の中の最低賃金帯にいる方の割合を算出いたしました。

ページを戻っていただきまして、10 ページの先ほどの表ですが、最低賃金の割合が清掃業務だと 55%、昨年度は 59%ということでした。警備については、今年度 14%、昨年度 62%ということで、これは大幅な向上が見られます。設備関係については 3%で横ばいです。全体としまして、33%の方が最低賃金辺りにいるということでした。昨年度は 54%ということで改善が見られるという状況でした。

11 ページにまた戻ります。4 の「調査結果の推移」、こちらの表も今年からになりますが、今までの推移ということで、雇用、それから賃金それぞれの視点で推移表を載せてございます。

まず、(1) 雇用のですけれども、対象人数が、H28 が 231 人だったものが、R3 現在で 302 人です。平均年齢が、H28 が 58.2 歳だったものが、R3 は 58.2 歳ということで横ばいです。平均勤続年数が、H28 が 5.1 年だったものが、R3 は 6.8 年と上昇してございます。非正規社員の割合が 27%だったものが 35%ということで、R2 と比較すると落ちていますので、気になるころではございますが、全体としては上昇の傾向にあると捉えてございます。

それから、(2) の賃金の状況です。こちらは、先ほど説明しました最低賃金の割合、H28 が 37%でしたが、R3 で 33%。H30 から R2 までが 50%を超えるぐらいで悪かったんですけれども、R3 に改善されてきているという状況です。

その下になります。基本給以外の賃金を含めました実態賃金全体の傾向をつかむために、グラフを載せています。こちらは平均ということで載せております。時間給換算した平均賃金の推移です。H28 のグラフを御覧ください。一番下の 746 円、これが基本給で最低賃金に当たる部分です。その上の 102 円、これが基本給のうち、最低賃金を超える部分の平均値になります。その上の 102 円、これは諸手当の平均、通勤手当だとか、住居手当、扶養手当等の諸手当の平均値です。その上の 54 円が、賞与の平均ということでございます。こちらには、時間外給与は含めておりません。

これらを積み上げた額を賃金実態と捉えまして、その推移をこのグラフで見ていきたいということで、R3 までのグラフを見ますと、年々上昇している傾向にあります。

なお、参考に、国、厚生労働省のほうで発表しております名目賃金指数というものを載

せさせていただきます。こちらは、全国の労働賃金の実態を指数化したものになります。平成 27 年平均を 100 とした場合の各年度平均の指数です。H28 が 100.7 で、最新の R2 が 108 ということで、全国的にはそれほど指数は動きがないんですけれども、長野県の清掃警備業務については、年々上昇傾向にあるというような見方をさせていただきます。

次ページに進みます。12 ページの 5 の「アンケート結果」でございます。こちらは、制度を入れて 5 年目になるということで、受注者の皆様に取組方針の内容につきまして、アンケートを実施いたしました。内容については、取組方針にあります最低制限価格、総合評価、複数年契約、それぞれの効果をどうお考えかというようなアンケートでございます。+α で、従業員について、正社員化とか、賃金の待遇についても併せてアンケートを取らせていただきました。

(1) の概要です。対象は令和 3 年度の県庁舎の清掃・警備業務の委託者です。任意回答になりますが、回答数は、清掃業務が 23、警備業務で 4 の回答をいただいております。なお、施設が違っても同じ業者が受けている場合がございます、そうした重複回答は除かせていただきました。

(2) 結果です。問 1、最低制限価格（低入札調査基準価格）について、県が設定する最低制限価格についてどう思いますかというアンケートです。回答は、適正が 11、低い、上げるべきだという方が 11 でございました。主な御意見ですが、良い意見が多くて読み上げたいところですが、お時間の都合もありますので割愛させていただきます。

続きまして問 2、総合評価落札方式について。総合評価落札方式を実施することによりまして、業務への取り組み方や業務に対する意識に良い変化がありましたというアンケートでございます。あったという方が 5、なかったという方が 2 でございました。

次の 13 ページ、問 3、複数年契約について。(1) 複数年契約を実施することにより、業務への取り組み方や業務に対する意識に良い変化がありましたかという問です。あったという方が 15、なかったという方が 5 でございました。

続いて (2) 従業員の雇用期間・雇用形態、または賃金などが改善され、雇用の安定につながりましたかという問です。つながったという方が 20、つながらないという方が 1 でございました。

最後問 4 になります。従業員の状況について、(1) 今後正社員を増やす予定はありますか。あるが 10、ないが 11 でございました。この主な御意見の中で、一つ訂正がございました。二つ目の●(黒丸)で「コロナ『化』における」となっております。こちらは「コロナ『禍』」でございます。お詫びして訂正いたします。

(2) 今後従業員の給与などに関し、処遇の改善を実施する予定がありますか。あるが 13、ないが 11 という結果でございました。

このアンケートについては、今後の清掃・警備業務の制度の改善等に参考にしたいということで取りました。全体としては、総合評価、それから複数年契約については、肯定的な御意見が多かったと感じております。今後も拡大を図ってまいりたいところです。

それから、最低制限価格については、先ほどの資料 6 で説明しましたけれども、総合評価の計算手法等の見直しを実施しまして、最低落札率の引き上げを図ってまいりたいところです。

そういった制度の見直しによって、4 にある正社員を増やすだとか、従業員の給与、そ

れから待遇を改善するとか、そういう意欲のある業者さんに、そういった部分で頑張っていて、労働者の処遇改善につなげていけたらと考えております。

○碓井会長

どうもありがとうございました。

ただいまの御説明について、御質問等がありましたらお願いします。

西村委員、どうぞ。

○西村委員

ここで退室させていただく関係で、早めに手を挙げました。

資料7の御説明のときに、最低賃金割合が低くなっていることを挙げて、これはいい傾向だという御説明でした。たしかこの平均値を使うのは危ないという指摘は、私がさせていただいた指摘だと覚えておまして、それに配慮した資料をつくっていただいて、ありがとうございます。

ただ、この最低賃金割合が低まってはいますけれども、正規の就業形態のところ、正規割合は下がっておりますので、もしかすると、この最低賃金割合の低下は、非正規の人たちの割合が減った結果、正規の方の賃金のほうが高いわけですから、正規の従業員の方の割合が結果的に相対的に上昇した結果の可能性もあると思います。つまり、非正規の方を切った結果、数字上は最低賃金割合が下がったかのように見えるという可能性もありますので、これだけを取り上げて、良い状況に進んでいると楽観視することはやめたほうがいいのではないかと思います。

○碓井会長

これは承ったということによろしいですね。

ほかに、何か御質問等ありましたら、お願いします。よろしいですか。

では、以上で承ったということにさせていただきます。どうもありがとうございました。

では、私から一言だけ、アンケート結果のところ、今、複数年契約についてアンケート結果でプラス評価のような意見があったかと思いますが、これは契約できた業者にアンケートを取ったわけですね。

○事務局

R3に契約した業者でございます。

○碓井会長

そうすると、複数年契約となると、つまり仕事があぶれるといえますか、仕事にありつけない業者もあり得るわけですね。今後のアンケートの取り方として、落札できなかった業者からも、何らかの形で意見を聞く機会を設けていただきたいと思います。それは誤った感想ですか。どう思われますか。

○事務局

今後アンケートを取る際には、その辺りも併せて検討したいと思います。御意見ありがとうございます。

○碓井会長

どうもありがとうございます。

それでは、この件についても報告を承ったということにさせていただきます。

### 3 その他

○碓井会長

それでは、委員の皆様、ほかにありますか。よろしいですか。

予定の3時を大分過ぎて審議を続けていただきましてありがとうございました。議事進行への御協力に感謝申し上げます。

では、事務局にお返ししたいと思います。よろしく申し上げます。

○小野企画幹

委員の皆様、長時間にわたりまして慎重審議をありがとうございました。

事務局から、その他1点お知らせがございます。次回第3回の契約審議会の開催につきましては、例年11月上旬をお願いをしているところです。今後、お諮りする事項ですとか、また本日この御審議の中で幾つか御質問等をいただいております。そういった御質問の整理といいたいでしょうか、対応等も考えた上で、次回の開催の時期を、後日担当からお知らせしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

では、委員の皆様から、その他ございますか。よろしいですか。

### 4 閉会

○小野企画幹

特に御意見等ございませんので、以上をもちまして、令和3年度第2回長野県契約審議会を閉会いたします。

本日はどうもありがとうございました。

(了)